

申請に必要な添付書類について

◎自己負担限度額の変更申請における添付書類一覧

変更理由	添付書類
疾病の追加	○追加する疾病に係る臨床調査個人票
生活保護	○生活保護受給者であることを証明するもの ・生活保護開始の場合は、生活保護受給証明書など ・生活保護廃止の場合は、生活保護廃止を証明するもの、世帯全員の住民票、新しい保険証（同一医療保険加入者を含む）の写し、所得課税証明書(同一医療保険加入者を含む)、同意書
人工呼吸器等装着	○指定医による人工呼吸器欄に記載のある臨床調査個人票
高額かつ長期 (高額難病治療継続者)	○同一の月に受けた特定医療(支給認定を受けた月以降のものに限る。)の医療費総額が5万円を超えた月数が申請を行う月以前の12月以内に既に6月以上あることを証明するもの。(下記のいずれかを6月分以上) ・自己負担上限額管理票の写し ・(自己負担上限額管理票の代わりになるものとして)医療費申告書に医療費が確認できる書類(領収書や明細書等)を添えたもの
階層区分の変更	○国民健康保険・国保組合・後期高齢者医療の場合 世帯全員の住民票、保険証（同一医療保険加入者を含む）の写し、所得課税証明書(同一医療保険加入者を含む) ○被用者保険（社会保険）の場合 保険証（被保険者と受給者本人）の写し、被保険者の所得課税証明書（※受給者と被保険者が異なる場合で、被保険者が非課税の場合は、被保険者及び受給者本人2人分の所得課税証明書が必要） ※非課税収入がある場合は、その収入が確認できる書類
同じ世帯内の同一医療保険の方で指定難病・小児慢性特定疾病の医療費助成受給者が受給資格を取得または喪失した場合	○医療費助成の受給者証の写し

※疾病の追加の場合、追加する疾病に係る臨床調査個人票は指定医により作成される必要があります(協力難病指定医は不可)。

※人工呼吸器等装着者の申請にかかる臨床調査個人票は協力難病指定医により作成されたものでも申請可能です。

※保険証、住所、氏名の変更の場合は、特定医療費(指定難病)変更届で届け出てください。